



NPO法人芭蕉の散歩道「ふれあいパトロール隊」会員・隊員
安全協会大田原市部理事 // 大田原市議会文教常任委員会委員
NPO法人とちぎボランティアネットワーク会員
栃木県地方議会女性議員連盟会員 // 宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士 // 管理業務主任者（有資格者）

いんなみのりこの 小さな 声と共に

ごあいさつ

みなさまにおかれましては、スポーツや文化芸術を楽しむイベントや盛大に豊作、豊漁を祝うお祭りが各地で盛開催された秋を満喫された事と思います。気が付けば師走はもうすぐですね。

私 いんなみ のりこも、みなさまの温かいご支援を頂き議員として丸 3 年を迎える事が出来ました。ありがとうございます。

12 月議会定例会は、平成最期の議会であり、現議場最期の議会になります。3 年間市民のみなさまと共に、大田原市をより良い環境にする為に、みなさまの小さな声を届ける事を誓い働いて参りました議場と別れを告げる事になります。



あの未曾有の東日本大震災を耐え抜いて建ち続けた議会棟。それは恰も市民の皆様の思いが支えてくれたかのようです。

感慨深いものがあります。

私は 3 年前、子ども達の声、苦しい環境で精一杯頑張っている方々の小さな声を、市政に届けなくてはならないと誓い、胸が張り裂けそうな思いで議会に上がりました。

そしてこの思いは 3 年間でなお一層強いものとなりました。

新たな年も「小さな声を市政へ」この変わらぬ思いを掲げて、任期最期の一年を大田原市の今と未来の為に全力で働いて参ります。みなさま今後とも、いんなみ のりこに叱咤激励の程、よろしくお願い致します。

寒さに向かうこの季節、どうぞみなさまご健康には十分にお気をつけて、穏やかな新年をお迎えくださいますようにご祈念致しております。

平成 30 年 11 月吉日
大田原市議会議員
いんなみ のりこ

いんなみのりこ 活動記録 (2018 年 9 月 ～ 2018 年 11 月)

2018 年 9 月

- 2 日 地元自治会
「沼の袋秋祭り」お囃子演奏参加
- 3 日 平成 30 年第 3 回大田原市議会
定例会召集（議案上程）
- 会期 9 月 3 日（月）～9 月 18 日（火）
川西ほほえみセンターカラオケサークル参加
- 5 日 本会議（議案質疑・一般質問）
- 6 日 本会議 いんなみのりこ 一般質問登壇**
- 7 日 本会議（一般質問）
- 9 日 塩原温泉まつり お囃子演奏参加
- 10 日 総務常任委員会
民生常任委員会
決算審査特別委員会
第 3 及び第 4 分科会
- 11 日 建設産業常任委員会
決算審査特別委員会
第 3 及び第 4 分科会
- 12 日 決算審査特別委員会全体会
- 14 日 消防点検参加
やまのてこども食堂ボランティア
- 15 日 紫塚小学校「むらさき広場」来賓出席
- 16 日 市民劇団なすの「那須野の大地」鑑賞
- 17 日 沼の袋敬老会 お囃子演奏参加
- 18 日 本会議（議決）
市議会全員協議会
- 21 日 秋の交通安全県民総ぐるみ運動
出陣式参加
やまのてこども食堂ボランティア
- 26 日 秋の交通安全運動 街頭立哨指導
- 27 日 防犯パトロール

2018 年 10 月

- 4 日 那須地区議員合同勉強会
「ハラスメント 理解と予防」参加
- 5 日 やまのてこども食堂ボランティア
- 11 日 交通安全協会大田原市部視察研修
「三菱ふそう 喜連川研修所」
- 12 日 やまのてこども食堂ボランティア
- 13 日 りんどう湖 和太鼓フェスティバル
お囃子参加
- 14 日 川西ほほえみセンター

2018 年 11 月

- 1 日 那須野が原国際芸術シンポジウム
in 大田原 2018 オープニング 来賓出席
- 3 日 大田原中学校「起翔祭」来賓出席
- 4 日 大田原産業文化祭
「ふれあい音楽会」お囃子演奏参加
- 5 日 所属会派「一誠会」
バイオマス産業都市構想先進地、
茨城県牛久市行政視察
- 9 日 大田原市私営林視察
- 10 日 関東子ども健康調査支援基金
「甲状腺エコー検査 矢板」
検査スタッフボランティア
- 11 日 那須お笑いクラブ「焼き芋ライブ」
お囃子参加
- 12 日 県北宅地建物取引業協会・業務研修
- 13 日 大田原市議会臨時会・
全員協議会・新庁舎視察
- 15.16 日
12 月議会一般質問通告
- 18 日 栃木県芸術祭「日本舞踏公演」観覧
- 19 日 一般質問ヒアリング
- 22 日 第 31 回 大田原マラソン大会
レセプション来賓出席
- 23 日 第 31 回大田原マラソン大会
大会参与及び交通整理員参加
- 24 日「つくい富雄励ます会」総会出席
- 28 日 自治公民館事業・研修旅行参加
- 29 日 防犯パトロール巡回
- 30 日 平成 30 年第 3 回大田原市議会
定例会招集（本会議・議案上程）
インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演

- 14 日 10 周年記念まつりボランティア参加
- 15 日 大田原市議会全員協議会
- 16 日 栃木県市議会議長会研修会
「地域づくり・公共サービスと議会の役割」
- 19 日 やまのてこども食堂ボランティア
- 25 日 大田原市戦没者慰霊追悼式 来賓
- 28 日 天狗王国まつり 来賓
星旅まつり参加
- 30 日 防犯パトロール実施

高齢者の特性を踏まえた健康長寿施策について

◇ 印南典子 議員 ◇

質問事項の1、高齢者の特性を踏まえた健康長寿施策について。

皆様は、フレイルという言葉をご存じでしょうか。また、フレイルの意味はおわかりでしょうか。もしかしたら余りなじみのない、耳なれない言葉で、初めて耳にする方も少なくないのではないかと思います。かくいう私もこの質問の調査を始めるまでは知らない言葉でした。調査のきっかけは、ある市民の方からのご意見からでした。ことし8月1日付の日本経済新聞を読んで知ったのだけれども、高齢者の心身機能が低下するフレイルの兆候を見逃さないようにする取り組みが各自治体で広がっていて、介護が必要になる手前の段階で適切に指導し、高齢者が健康な生活を維持できるような事業が各地で始まっているそうだよ。厚生労働省もフレイルに注目していて、高齢者の特性を踏まえた健康事業をモデル事業として2年間実施して、その成果を踏まえてガイドラインを作成し、18年4月から全国の自治体のフレイル対策を支援し始めているそうだけれども、大田原市の取り組みはどうなっているのというご質問からでした。そこで、まずはフレイルの意味を調べてみました。フレイルとは日本老齢医学会が2014年に提唱した言葉で、虚弱という英語からつくられた言葉です。高齢になり心身の活力、筋力や認知機能、社会とのつながりが低下した状態で、多くの高齢者が健康な状態から筋力が衰えるサルコペニアという状態を経て、さらに生活機能が全般に衰えるフレイルとなり、要介護状態に至ることが判明したそうです。東京大学高齢社会総合研究機構によると、フレイルを構成しているのは3要素で、動作が遅くなったり転倒しやすくなったりするなど身体的要素、認知機能や障害や鬱病などの精神や心理的問題を含む精神的要素、そして一人住まいの孤独や閉じこもり、経済的な困窮などの社会的要素の3要素で、加齢に伴う身体機能の衰えは不可避免的なものだが、適切な介入がなされれば要介護に至ることが予防でき、健康な状態に戻すことができる。

要フレイルの状態を早期発見し速やかに対応することで、介護に至るのを防ぎ、健康寿命を延ばすことができるとしています。大田原市の人口ビジョンによると、本市の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は2045年の高齢人口のピークを迎えるまでに上昇を続け、2045年には39.6%に達し、およそ10人に4人が高齢者になると見込まれているとあります。この高齢者の方々の健康長寿を延ばし、元気な高齢者が生きがいを持ち、健康に活躍してもらい、その結果まちに活気があふれ、またふえ続ける医療費などの税負担を市民に無理なく抑制するために、本市がフレイル予防対策事業を行うことは喫緊の課題であり、必要不可欠だと私は考えますが、本市の考えを伺います。

(1)、高齢者の心身が低下するフレイルの兆候を見逃さないための本市の取り組みについて伺います。

フレイルの兆候を見逃さないためにまず行わなければならないのは、フレイル兆候チェックです。千葉県柏市では、平成24年からフレイル予防の考えのもと介護予防事業を推進し、市内各所でフレイルチェック講座を実施しています。そのチェックを中心に担当のがフレイル予防サポーター養成講座を受講した107人の市民サポーターです。毎月市内のいずれかの地域で行われているフレイルチェック講座に交代で従事してくれているそうです。同じ地域に暮らす市民が一定の研修を受けて、市民みずから町の健康づくりの担い手として活躍されているそうです。市民の市民によるフレイルチェックが最大の特徴です。これなどは市長のおっしゃる自助の具現化に当たるのではないのでしょうか。私は、本市においても今後このような介護予防事業を積極的に行う必要があると考えています。

そして、フレイル兆候チェックを行った後に取り組むことは、その結果に応じて予防や回復を図ることです。これは、厚生労働省のガイドラインにもあるように、地域ぐるみで一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指すのが望ましいと思います。その中心に当たるのが地域包括支援センターと高齢者の通い、

集いの場です。その中心に高齢者、医療機関、介護機関、もちろんNPOや民間企業も連携して、文字どおり地域ぐるみ一体となって実施及び推進していく体制づくりが必要だと考えます。

(2)、今後のフレイル対策と関係機関との連携、協力及び推進について伺います。

以上で1回目の質問といたします。

◆ 岩井芳朗 保健福祉部長 ◆

2番、印南典子議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項の1、高齢者の特性を踏まえた健康長寿施策についてのうち、(1)、高齢者の心身が低下するフレイルの兆候を見逃さない取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

フレイルは、かつて虚弱と言われ、加齢に伴って筋力や心身の活動が低下した状態のことです。健康な状態と日常生活でのサポートが必要な介護状態の中間を意味します。高齢者がふえている現代社会においては、フレイルに気づき予防や治療など正しく介入することが健康寿命の延伸においては重要であります。本市の介護予防事業のフレイルに関しましては、重要な課題と捉え、介護予防事業を展開しております。まず、介護予防実態調査として65歳、70歳、75歳の高齢者に介護予防のための基本チェックリストと生活問診票を個人通知し、調査表を改修することで高齢者の傾向を把握するとともに、70、75歳の方につきましては、個人のリスクに合わせた生活アドバイス表を通知しております。フレイルの予防には身体活動、運動、栄養、口腔機能の維持及び社会参加が重要でありますので、高齢者ほほえみセンター等で本市の高齢者の傾向に合わせた内容で介護予防に関する知識の普及啓発を行っております。また、7月25日に実施いたしました健康セミナーではロコモ・フレイル外来、いつまでも元気で自分で歩き続けるための予防と治療と題した講演会を実施し、522名が参加をしており、市といたしましても積極的に取り組んでおるところでございます。

次に、**(2)、今後のフレイル対策と関係機関との連携、協力及び推進についてのご質問にお答えいたします。**フレイル対策といたしましては、高齢者の支援の中で民生委員や見守り活動、

地域包括支援センターとの連携を図り、フレイルを初め生活状況が不安な高齢者の状況について、随時高齢者幸福課に情報が入り、関係機関で情報の共有が図れるよう協力、連絡体制が構築されております。いただいた情報の内容により、必要に応じて自宅を訪問するなどして高齢者を支援する体制を整えております。また、那須赤十字病院では、今年中にロコモフレイル外来を開始する予定となっており、治療が必要な高齢者には那須赤十字病院とも連携をとりながらフレイル対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移ります。

ご答弁の中で本市のフレイル対策がかなり進んでいるということで安心しております。私が去年9月議会で認知症サポーター講座について質問した際のご答弁に、平成28年度末までに講座を受講された認知症サポーターの人数は8,475人とありました。現在はさらにふえていることでしょうか。そして、9月は世界アルツハイマー月間ということで、今議会も皆様マスコットキャラクターのロバ隊長を身につけて臨んでおります。**私は、まずは認知症に関心が高く、認知知識もあるこの認知症サポーターの方たちにフレイル予防チェック、市民サポーターになっていただくのがふさわしく、そのように働きかけ、啓発していくのが望ましいと考えますが、市の考えを伺います。**

◆ 岩井芳朗 保健福祉部長 ◆

再質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成講座の受講生につきましては、ちょっと正確な数字ではございませんけれども、今は1万人を超えている状況でございます。認知症サポーターというのは、認知症を正しく理解をしていただいて、例えばそういう認知機能のある方に会ったときにどういうふうな対応をしたらいいのかというようなことで、よく認知症を理解していただくというふうなことで受講をしていただいているところでございます。そのサポーター養成講座を受けた方の中で、またさらに上の段階での講習を受けていただいて、より認知症の取り組みに協力をしていただくというよ

うな方を養成講座を実施してやっておりますので、
その中でこのフレイルと対策を取り組めるかどうかとい
う、ちょっと今突然のお話なものですから、その取り
組みができるかどうか、果たしてそこまでのお願いが
できるかというふうな部分もございますので、よくその
件につきましては受講生の中でもご意見をいただき
ながら、できることであれば取り組みたいと思いま
すけれども、その辺の実情をよく調査をした上で判
断をしていきたいと思っております。

◇ 印南典子 議員 ◇

よく実情を鑑みて取り組みを検討していきたいとい
うご答弁ですが、まずフレイルサポーターになってい
ただくためには、フレイル養成講座というのを開く必
要性があると思います。もしもそのような取り組みを
行うということであれば、この**フレイルサポーター講
座というものをつくって、そちらを開講するといふこ
とから初めていただきたいと思います**が、そのこと
について**お考えをお伺いします**。

◆ 櫻岡賢治 総合政策部長 ◆

その件につきましても当然フレイルのサポーター養
成講座を開設するとなれば、そういった取り組みを
していかなければならないということでございますの
で、それらも含めて今後内部で調整をしながら、
その必要性を調査をしながら検討していきたいと思
います。

◇ 印南典子 議員 ◇

私が今回このフレイルの質問をする大きな意味の
一つとしては、市民の手による健康維持活動とい
うことに大きな意味があると思っています。またこの
質問の最後に、私が日々切実に感じていることは、
80 を超えた両親が健康で一日でも長く人生を楽し
んでもらいたいということです。また、それは多くの
市民の願いであるとも思っています。子供にとつて
はお父さん、お母さん、お孫さんにとってはおじいちゃん、
おばあちゃんが幾つになっても元気で優しい笑
顔でいてほしい、本市がそのような市民の願いに応
えて健康寿命を延ばすための施策を進めてくださ
ることを切にお願いして、次の質問に移ります。

私有空き地の管理指導及び空き家の有効利用について

◇ 印南典子 議員 ◇

**質問事項 2、私有空き地の管理指導及び空
き家の有効利用について。**

近年全国的に進み続けている少子高齢化、人
口減少に伴い、空き地、空き家といった適正な
管理がされていない不動産が増加し、周辺の当
事者以外にマイナスの費用や便益が及ぶ外部不
経済をもたらす土地利用が発生、増加しています。
また、人口減少だけにとどまらず世帯数減少も進
んでいて、大田原市も 2015 年に世帯数増加の
ピークを過ぎ、既に世帯数減少が始まっていると認
識しています。そう考えると、空き地や空き家は今
後ますますふえ続けていくでしょう。私も車や徒歩
で歩くと、空き地や空き家がふえたのを肌で感じて
います。国土交通省の調べによりますと、全国約
7 割の市区町村で外部不経済をもたらす土地利
用が発生していて、全国的な問題として顕在化し
ていると言っています。

一昔前までは、外部不経済というとまずは公害、
思い浮かべましたが、今は空き地、空き家、耕
作放棄地、廃屋、廃虚が大きくクローズアップさ
れています。では、私たちの暮らす大田原市はど
うでしょうか。

先ごろ中心市街地に住むある市民の方から、自
宅の周りに適切な管理のされていない空き地や空
き家がふえて困っている。雑草が生い茂り、そこ
にごみが不法投棄され、飼い主のいない猫が繁殖
してごみを漁ってしまう。周りに住むほかの住民も頭
を抱えている。市の担当課に相談したが、改善さ
れなくてどうしていいかわからないというご相談を受け
ました。もちろん担当職員さんは、所有者に指導
を行っていることは存じ上げておりますが、そこはそ
れ、個人所有の空き地や空き家のため、すぐには
強制的な方法をとることができないため、なかなか
改善されないのが現実ではないのでしょうか。また、
所有者の多くが他県や他市に住まわれていて、

どうにかしたくても都合がつかない方や遠方に暮らしているために共同体の一員という意識が希薄になり、それに伴い近隣への迷惑意識も薄れてきてしまっているのかもしれませんが、しかし、そうはいてもこのままふえ続けるであろう適切な管理がされていない空き地や空き家を放置すれば、さらなる外部不経済を招き、住環境の悪化を及ぼしてしまいます。当然本市も空き家対策のために３年前に空き家バンク事業を開始して対策を始めていますが、私はこの現状を改善するためには今よりもさらに１歩踏み込んだ積極的な対策が必要ではないかと考えています。

質問事項（１）、過去３年間の空き地、空き家の推移について伺います。

（２）、本市が行っている空き地、空き家対策について伺います。

国においても平成 27 年 5 月に空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家等特措法が全面施行されて、市町村が空き家等対策を進める上での枠組みが整いました。今年 5 月に国土交通省住宅局長が出された空き家対策についての中で、１、空き家対策は、壊すものは除却し、利用可能なものは活用するとの考えのもと地域のまちづくり、住まいづくりとしての取り組みを支援。２、既存住宅、流通市場の活性化の一環として支援とあります。もちろんこれには空き地も含まれていると明記されています。支援の具体的な内容としては、社会整備総合交付金による空き家の活用、除却や用途転換による子育て世代や高齢者世帯向け賃貸住宅への改修や入居者いわゆる住宅確保要配慮者への支援、不動産取得税や登録免許税の特例措置、固定資産税、空き家等に係る譲渡所得の特例措置、また新規に空き家対策の担い手育成、強化のための予算措置など、ほかにもさまざまな支援を講じています。本市においてもこれらを活用して、さらなる施策を講じる必要があると私は考えております。

（３）、今後の空き地管理指導及び空き家の有効活用について伺います。

以上、１回目の質問といたします。

◆ 津久井富雄 市長 ◆

質問事項 2、私有地空き地の管理指導及び空き家の有効利用についてのうち、

（１）、過去３年間の空き地、空き家の推移についてのご質問にお答えをいたします。

空き地、空き家の状況につきましては、国土交通省の資料によりますと平成 15 年から平成 25 年の 10 年間で空き地は約 1.4 倍に、空き家も約 1.2 倍に増加しており、特に賃貸用または売却用の住宅を除く空き家は約 1.5 倍に増加している状況であり、全国的に右肩上がりとなっており、適正に管理されない空き地や空き家が周辺的生活環境に申告な影響を及ぼしている状況などが問題となっております。議員指摘のとおりでございます。本市の空き地、空き家の状況につきましては、本市が空き家対策の取り組みを始めた平成 26 年度に把握いたしました空き家の件数は 556 件でありましたが、毎年度空き家調査や市民からの苦情によります把握した空き家の件数と空き家の解体件数を加除した件数は、27 年度末で 615 件、28 年度末で 910 件、29 年度末で 955 件であると把握しており、件数的に大幅に増加しておりますが、これは調査方法の違いによるものであり、実数は穏やかに増加している状況であると判断をしております。また、空き家のうち廃屋に近い状態である空き家の件数につきましては、26 年度末から 28 年度末は 24 件で、29 年度末では 23 件であると把握をしております。空き地の推移につきましては、空き地であると判断する基準が明確でなく、また市内の土地の中から空き地として把握することは困難であり、件数や面積等は把握しておりませんが、空き地に対する市民等からの苦情により、条例に基づいて適正管理を通知した件数につきましては、27 年度は 31 件、28 年度は 68 件、29 年度は 47 件となっており、苦情の内容としては雑草の繁茂に関するものがほとんどであります。また、農地の耕作放棄地の推移につきましては、27 年度末で 189 筆で約 16.7 ヘクタール、28 年度末では 324 筆で約 26.9 ヘクタール、29 年度末では 327 筆で約 29.4 ヘクタールとなっており、そのうち再生利用が困難と見込まれる耕作放棄地は、27 年度が 80 筆で 8.3 ヘクタール、28 年度は 179 筆で約 13.7 ヘクタール、29 年度は 101 筆で約 8.3 ヘクタールとなっております。

次に、（２）の本市が行っている空き地、空き家対策についてとのご質問にお答えをいたします。

空き地、空き家対策につきましては、全国的に適正な管理が行われていない空き家等が防災、景観等の地域住民の生活環境に申告な影響を及ぼしている状況であるため、地域住民の生命、身体、財産の保護や生活保護環境の保全、または空き家等の活用促進のため、法律による対策が必要であることから、空き家対策の推進に対する特別措置法、いわゆる空き家法が平成 26 年 11 月に制定され、それまではできなかった空き家等の所有者などに関する必要な情報を得ることが可能となったことにより、空き家等所有者への助言または指導が容易にできるようになり、管理不全の空き家等の状況を不在地主などへ通知することにより改善された例も多く見受けられるようになりました。また、空き家対策の一環として空き家情報バンク制度を平成 26 年度から実施しており、平成 30 年 8 月末現在の空き家バンク登録件数は 22 件で、うち 13 件が成約に至っており、空き家の利活用が図られているところであり、この制度に付随した空き家改修費補助金や空き家利用子育て世帯家賃補助金といった補助制度により、登録空き家の利活用の促進を図っているところでございます。空き地対策といたしましては、条例に基づく適正管理の通知のほか、相談者には民事的解決を図る方法の一つとして、毎月 1 回実施している市民無料法律相談を案内しております。また、市街地の空き地対策といたしまして、市街地の空き地等に住宅や店舗を新築する場合には経費の一部を補助する空き地等利活用事業費補助金を本年 4 月に施行したところでありますが、現在のところ申請のない状況であります。農地の耕作放棄地対策といたしましては、未耕作地の所有者に対し、利用意向調査を実施し、その結果に基づき関係機関と連携をし、農地の再利用につなげております。

次に、**（３）の今後の空き地の管理指導及び空き家の有効利用についてとのご質問にお答えをいたします。**

空き地の管理指導につきましては、大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例に基づき、空き地を適正に管理するとしており、雑草の繁茂や不法投棄などの市民等からの苦情があった際、空き地の所有者等に文書または口頭により改善指導を行い、適正管理の徹底

を図っているところであります。空き家の有効利用につきましては、現在の空き家情報バンク制度の充実を図るため、登録件数をふやすことが必要であると考えており、制度の周知につきましては市広報紙や市ホームページへの掲載に加え、市内の公共施設や金融機関等にポスターを掲示するなどし、市外在住者に対しましては、大田原市移住定住サポートセンターと連携をし、制度の啓発に努めており、さらには市外在住者に対しましては、固定資産税の納税通知に空き家情報バンク制度のパンフレットを同封をし、登録促進を図っているところでございます。今後におきましても空き家の有効利用に関する他市町の優良事例などの調査研究するとともに、空き家バンク登録物件を取得する際に、住宅ローンの金利が優遇されるフラット 35 空き家対策型が利用できるよう独立行政法人住宅金融公庫支援機構と連携をするなどし、空き家情報バンク制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

市長ご答弁ありがとうございます。それでは、**再質問に移ります。**空き地の管理指導を何度行っても改善が進まない現状対策として、私が考えるのには**当該空き地を所有者と相談や話し合いの上で、本市が使用貸借契約で無償で借り上げて適正管理ができるようにする。**その上で**直接の管理はできるだけ当該空き地の近隣の住民の方に協力していただき行っていく。**また、**使用貸借契約を締結する際の契約条項として、当該空き地を貸し主が有償賃貸や売買を行う場合には相当の期間、例えば 3 カ月以上前に借り主に告知して、その期間経過の後、使用貸借契約は終了する。**このように取り決めれば不動産流通を妨げることなく、適正管理が行えるのではないかと思います。そうして**借り上げた空き地を近隣の住民の方のポケットパークとして利用したり、災害時には一時避難所として利用する。**ポケットパークは、市民が散歩する際や観光客が市内を散策する際の休憩所としても利用できると思います。**もう一つ当該空き地を利用してプランターを使っの花いっぱい、野菜いっぱい、夢いっぱいプロジェクトを行うのはどうでしょうか。**

なぜプランターかというと、1 つには空き地を耕して畑として利用するよりも契約終了時の原状回復が容易にできるという利点がございます。もう一つの理由としては、空き地が多く点在する中心市街地の住宅地には高齢者の方が多く暮らしていて、そのような方々が小さなプランターなら取り扱いやすいことなどが上げられます。

こちらをごらんください。私は、2 年前から自宅の小さな庭のプランターで野菜や花を育てていますが、プランターでもきれいな花やおいしく安心して食べられるお野菜を育てることができます。**このような対策を行うことにより外部不経済を言われた空き地が花や野菜いっぱいの近隣住民の憩いの場になり、閉じこもりがちな高齢者が外に出て、近所の方々と交流するきっかけになるのではないのでしょうか。**その上、**災害時の利用や防災や防犯にも寄与でき、市が進めるコンパクトシティー化にも必要な施策ではないかと考えますが、市のご見解を伺います。**

◆ 加藤雅彦 建設部長 ◆

お答え申し上げます。

貴重なご意見ありがとうございます。実は空き地対策につきまして、これは国内の中で大きな問題になっております。国土交通省のほうでも重要な問題と考えていまして、国土交通省では本年度空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査ということで、空き地に対して優良な事例があればということで全国に呼びかけております。国におきましては、今年度調査いたしましたその内容を分析しまして、空き地対策で全国的に困っていますので、マニュアルのようなものを作成して公表してくれるということになっております。ですので、大変貴重なご意見であります、**国が優良事例を示してくれるということもありますので、これも参考にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。**

◇ 印南典子 議員 ◇

やはり全国的に深刻な空き地、空き家の問題だということが今のご答弁でよくわかりました。国のほうが優良事例を調査し、お示ししてくださるということですが、それを待たずにそれに先駆けて本市が優良事例となるように、このような事業を展開していただけたらありがたいと思います。

それで、空き家対策としての空き家バンクのことで、私は登録業者として登録物件の老朽化が進んでいるなと感じています。人が住んでいない家は、現住建造物に比べて経年劣化が加速度的に進んでしまいます。雨漏りが生じ、床が抜けてカビが生えてしまった、ふぐあいが生じやすく、購入者は購入後に改修工事が必要になります。流通市場においては、築 25 年で市場価値がゼロになる場合もあります。年数が経過した物件ほど改修費用が高額になり、改修にどれぐらいの費用が必要なのか心配で、購入のインセンティブ、意欲が低下してしまう懸念も生じると思います。建物の市場価値を回復させるためにはインスペクション、建物状況調査を行い、リフォーム等を行う必要があります。そこでご提言なのですが、老朽化が進んだ登録空き家のインスペクション、建物状況診断を行い、リフォーム計画をつくり、購入を検討している方にリフォーム計画が見える化するのはいかがでしょうか。購入希望者が資金計画が立てやすくなり、購入意欲が上がると考えております。**市のご見解をお伺いいたします。**

◆ 加藤雅彦 建設部長 ◆

お答えいたします。

大変素晴らしいご意見だと思います。参考にさせていただきます。一言だけ申し上げたいのですが、**本市におきまして今年度から全国版の空き家、空き地バンクにも参加しております。**その空き地、空き家バンクの掲載形態もありますので、そこの調整もありますので、その方向で進みたいとは思いますが、全国空き家バンクとの整合性もとりながら進めたいと思いますので、研究させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 印南典子 議員 ◇

今この次に、全国空き家バンクへの参加はどうなっているかと再質問をする予定でございましたが、そのような方向だということで安心しました。それと先ほど市長のご答弁の中に一部ございましたが、国の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度を利用することで、登録住宅のバリアフリー工事や耐震改修工事、または用途変更工事等に対し補助金や交付金が最大 3 分の 2 受けられ、また賃貸物件に関しては家賃低廉化に要する費用として上

限 2 万円、入居時の家賃債務補償料として上限 3 万円が補助をされます。これなども所有者に積極的にお知らせして活用していただきたいところです。さらに地域の課題を解決しようと個人の遊休資産を融通し合うシェアリングエコノミー、シェアエコを導入する自治体が相次いでいます。神奈川県で初の過疎地域に指定された真鶴町は、空き家と眠っている人材を同時に活用する目的で、町が増加している空き家を借り上げて、子育て中の主婦らを集めてデータ入力などのテレワークを推進する予定で、既に同じ事業を行っている長野県駒ヶ根市は、約 130 人が登録して働いているそうです。また内閣府は、18 年度のシェアエコ経済規模を約 5,000 億円と推計しており、シェアエコで地域課題に取り組む自治体に上限 1,000 万円を補助する事業を始めております。私は、このような制度を積極的に利用して空き地、空き家の課題解決に有効利用するのが必要かと考えますが、市のご見解を伺います。

◆ 加藤雅彦 建設部長 ◆
ご答弁申し上げます。

空き家対策に関しまして、我々が今向けていた方向とは違って新しい展開と感じました。研究させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 印南典子 議員 ◇

ご答弁で我々が考えていた方向と違った方向ということですが、考えていらっしゃるご方向というのは、どういったご方向なのかお伺いいたします。

◆ 加藤雅彦 建設部長 ◆

説明が不足していて申しわけございません。私が言いたかったのは、要するに空き家で近隣住民に迷惑をかけているものが現状ですから、そのことを解決するのが第一ということで、まずは空き地、空き家で近隣住民に迷惑をかけない、そのような環境づくりのための方策を念頭に置いて空き家対策を進めていたものですから、中途半端な答弁で申しわけありませんでした。

◇ 印南典子 議員 ◇

そういうことでしたらば、その考えていた方向性を実現して、なおかつ有効利用も進められる方法をご提言させていただいたつもりであります。どうかそういった方向であわせて同時に 2 つの問題を解決するような方法をご検討していただくことをお願い申し上げます。真摯なご答弁ありがとうございました。

今議会では、市民の方からのご意見をお聞きし、また問題提起にお答えできるようにとの思いで 2 問の質問をさせていただきました。本市がこの先も長い間にわたり元気な高齢者の笑顔にあふれ、快適な住環境が整えられ、さらに住みよい、住んでみたい大田原市になっていくことを心から願い、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

ちょっと寄り道
digression

ベランダで楽しむ旬の野菜
プランター菜園



菜園のラインナップも
夏から秋へと移り変わリ



食卓のラインナップも
秋めいています♪



最後の実りまで
美味しくいただきました

9月定例会 質問事項2
「私有空き地の管理指導
及び空き家の
有効利用について。」
の質問にも登場!

【ご案内】12月定例会 いんなみのりこ 一般質問事項

1. 国の制度を大田原市の実情に応じた仕組みに変え実現する為の地方分権改革の「提案募集方式」の活用について
 - (1) 本市の地方分権改革の「提案募集方式」の活用状況について
 - (2) 今後の地方分権改革の「提案募集方式」の活用に関する本市の方向性及び具体的な取組みについて
 - (3) 具体的な支障事例を集約する為の市民への啓発及びPRについて
2. 更なる安心安全性の向上を図る為の災害時に備えた施策について
 - (1) 市民及び市外からの来訪者にも対応した避難情報の発信について
 - (2) 災害時のトイレ（トレーラー型トイレ）確保の為の「ネットワークづくり」について

12月議会でも、市民のみなさまのより良い生活確保の為、幸福感向上の為に、「小さな声を市政へ」届けて参ります！

いんなみのりこの一般質問登壇は、
12月5日の午後の部になります。
よろしかったら傍聴にお越しください。

お知らせ

11月30日(金)～12月12日(水)
大田原市議会平成30年第5回定例会
お時間のとれる方は是非傍聴にお越しください。
大田原市ウェブサイトにて、
ネットで生中継、録画をご覧いただけます。



議会生中継のご案内URL：
<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/gikai/docs/2015070900196/>

ちょっと寄り道 digression 新しい家族



嫁いだ娘の家の
納屋に捨てられて
いたのですが・・・



貰い手を探してるうちに
離れがなくなり、
家族の一員になりました



にゃんこ達にも
安らぎを♪

ちいさな命も
大切にして
いきたいです

ちょっと寄り道 digression プランターガーデン de クッキング



日に日に寒くなり、
しその穂が伸びてきました



しそは葉だけでなく、
実も美味しく
食べれます。



醤油漬けや
塩漬けにすると
とっても美味しいです！

しその実は
栄養豊富！
秋の味覚を
堪能してます！

- MEMO -

活動記録・アルバム



9月大田原市議会定例会



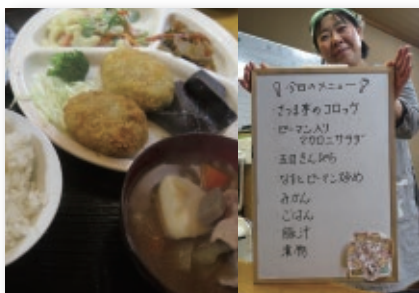
平成 29 年度 大田原市
決算審査特別委員会 分科会



新市庁舎建設進捗状況を視察



市政活動報告会



やまのてこども食堂



ハラスメント「理解と予防」



茨城県 牛久市に、
「会派 一誠会」で行政視察



栃木県市議会議長会議員
及び事務局研修会



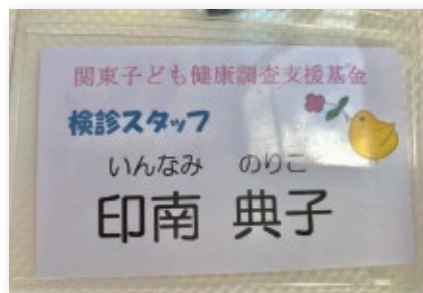
大田原市営林視察



第 19 回 那須野が原芸術シンポジウム
in 大田原 2018 展覧会セレモニー



第 30 回 与一の里
【大田原市 産業文化祭】



関東子ども健康調査支援基金による、
「甲状腺エコー検査♡矢板」でお手伝い

2018 年 11 月 25 日 発行



小さな声と共に歩む会 (いんなみ のりこ 後援会)

小さな声と共に歩む会 (いんなみ のりこ 後援会) 会長 二見令子
事務所：大田原市町島200-39
TEL：080-5697-8581
<http://innami-noriko.info/>

